

令和 2 年度

第 5 回 第二農地部会定例会議事録

令和 2 年 8 月 2 8 日（金）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室



令和2年度 第5回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和2年8月28日(金) 午前9時  
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山一成
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	2番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一  
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一  
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一  
(牧区) 米川 尚登、中川 正道、金井 薫  
(柿崎区) 小池 孝志  
(大潟区) 細谷 正夫  
(頸城区) 上井 康二、大島 伸一  
(吉川区) 常山 哲夫  
(三和区) 高橋 浩一

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員… (柿崎区) 宮川武彦、長井恒夫、(吉川区) 佐藤正雪、  
(三和区) 福原 弥

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 事	中村 駿	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 佐野 謙一
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	小林 貴広	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

20番 竹原よし子委員、21番 望月博委員

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨三和区駐在室管内分

議案なし

5 会議

柿崎区 駐在室長	<p><b>【1. 開会】</b> (午前9時00分) それでは、これより令和2年度第5回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p><b>【2. 部会長あいさつ】</b> 会に先立ちまして、初めに上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p><b>【3. 資格審査報告】</b> 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>第二農地部会委員数12名の内、本日出席委員12名、欠席委員はなしです。上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立している事を報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員15名、欠席推進委員4名です。</p>
議 長	<p><b>【4. 議事録署名委員の指名】</b> 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 20番 竹原よし子委員、21番 望月博委員を指名いたします。</p>
議 長	<p><b>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</b> では、議事の前に上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 22番 山本誠信委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p><b>【6. 議事】</b> これより、議案等の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

議 長	<p><u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願ひします。</p> <p>先に議案書及び調査書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書の表紙の目次で、議案第 3 号の頁番号「3」を「5」に訂正をお願いいたします。次に議案書の最後にお付けした農地法第 3 条調査書の譲受人と譲渡人の記載が反対になっていますので訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2103 番の 1 件です。</p> <p>申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。契約内容は売買による所有権移転です。</p> <p>権利移動の事由は譲渡人が離農に伴い土地の譲り渡しを希望し、譲受人は相手方の要望を受け、今回の申請となりました。</p> <p>申請地では今後、水稻を作付ける予定です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願ひします。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><u>＜議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞</u></p>
議 長	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 2 頁をご覧ください。番号 2105 番の 1 件です。申請農地は、安塚区須川字三王地内の「地目 畑」で、敷地を拡張し、雪捨て場として利用するものです。</p> <p>譲渡人は、安塚区須川 6530 番地に住んでいましたが、仕事の都合で合併前の上越市内へ転居しました。長年にわたり住んできた建物であり、有意義な利用方法を考</p>

	<p>えていたところ、合同会社モロロより会社の施設として利用したい旨の申し出があり、土地・建物を譲渡することとしました。それに伴い建物から自然落下する雪が当該申請地に堆積することから、雪捨て場として住宅の敷地を拡張するものです。申請農地は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地に該当することから第2種農地と判断いたしました。長年にわたり転用目的と同じ利用を行ってきたこと、土地の造成工事も行わないことから周辺農地に影響を及ぼすおそれはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</b></p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>安塚区 駐在室</p>	<p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。議案書は5頁をご覧ください。</p> <p>1の利用権設定ですが6年を超え10年以内が2件で借り手人数1名、貸し手人数2名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田16筆、7,797㎡で再設定が2件です。新規の利用権設定、2利用権移転、3所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、6頁に掲載いたしました。</p> <p>なお、この再設定2件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><b>＜浦川原区駐在室の議案＞</b></p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>＜報告第1号 農用地利用集積計画変更について＞</b></p> <p>報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願ひします。</p> <p>最初に議案書の訂正をお願いいたします。議案番号2502番、変更後の契約期間が平成28年12月28日となっておりますが、28日を27日に訂正をお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農用地利用集積計画変更について」ご説明いたします。</p> <p>1項をご覧ください。番号2501番から2504番の4件です。いずれも小作料の見直しによる額の減額変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件について承認いたします。</p>
議 長	<p><b>＜大島区駐在室の議案＞</b></p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願ひします。</p> <p>最初に農地法第3条調査書の訂正をお願いいたします。受付番号2904番の現地確認の確認者職名を農地利用最適化推進委員から農業委員に訂正をお願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。議案書は1頁を</p>



	<p>ご覧ください。番号 2904 番から 2905 番の 2 件です。</p> <p>番号 2904 番について説明します。譲受人は、申請地を譲渡人から賃借し耕作を行っていましたが、今後、永続的な耕作権の確保のため所有権の移転を希望しました。譲渡人は、県外に居住しており、自身での、農地の維持管理が難しいことから、現在、賃貸借契約を行っている譲受人に所有権を売却したいと考えていました。これらのことから双方の利害が一致し、今回の申請となりました。</p> <p>番号 2905 番について説明します。譲渡人は、以前まで譲受人と同じ世帯であり、農地の経営を行っていましたが、この度、県外へ転出することとなり、譲受人が農地経営を引き継ぐものです。</p> <p>2 件の譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
大滝委員	<p>3 条の調査書の下限面積要件に取得前の面積が記入されていないようだが。また、農作業常時従事要件のチェック欄は、法人の場合に記載するものではないか。</p>
大島区 駐在室 議 長	<p>ご指摘の通りですので次回から修正いたします。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。1 の利用権設定、3 年以内が 2 件、借り手人数 2 名、貸し手人数 2 名、利用権を設定する土地は、田 4 筆、3,089 m<sup>2</sup>、新規 2 件です。2 利用権移</p>

	<p>転、3 所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、3 頁の番号 2981 番から 2982 番までの 2 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>それでは、新規の利用権設定についてご説明します。3 頁をご覧ください。番号 2981 番ですが、旧借り手が園芸に注力するため、新しい借り手と契約を結ぶものです。</p> <p>次に、番号 2982 番ですが、貸し手の労力不足と借り手の規模拡大から契約を結ぶものです。</p> <p>なお、これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員が挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>＜牧区駐在室の議案＞</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐 在 室	<p>牧区駐在室の井田です。よろしく願います。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。まず 1 の利用権設定について、3 年超、6 年以内 3 件 6 年超、10 年以内 3 件です。借り手 2 名、貸し手 6 名で利用権を設定する土地は田 25 筆、10,011.91 m<sup>2</sup>、畑 9 筆、5,798.0 m<sup>2</sup>で、再設定 3 件、新規 3 件です。</p> <p>2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁番号 3452 番から 3 頁番号 3457 番までの 6 件を記載しましたのでご覧ください。</p> <p>それでは、利用権設定の新規案件 3 件の説明をいたします。3 頁の番号 3455 番、</p>

	<p>3457 番は高齢で労力不足となったことから、地元耕作者に貸し付けるものです。</p> <p>次に番号 3456 番は法人耕作でしたが、法人の都合で合意解約し、近接で耕作している認定農業者に貸し付けるものです。この契約に関わる合意解約については、後ほど報告いたします。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
大滝委員	<p>番号 3456 番の期間が 6 年 12 ヶ月となっているが 6 年 11 ヶ月ではないか。</p>
牧 区 駐 在 室 議 長	<p>指摘のとおり 6 年 11 ヶ月の誤りです。すみませんが訂正をお願いいたします。</p> <p>他にありませんか</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐 在 室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>4 頁、番号 3333 番から 5 頁、番号 3343 番までの 11 件です。</p> <p>番号 3333 番から 3341 番と 3343 番の 10 件はこれまで、法人耕作でしたが法人の都合により合意解約するもので、返還後は 8 件が地主耕作、1 件が他者に貸し付け、1 件が休耕の予定です。休耕田については、耕作者に地元の管理者を探すよう指導していきます。</p> <p>番号 3342 番は耕作者の都合により合意解約するもので返還後は地主耕作です。</p> <p>番号 3335 番の備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたのでご覧ください。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
議 長	<p><b>＜柿崎区駐在室の議案＞</b></p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号3707番の1件です。</p> <p>今回の申請は、農業者移譲年金受給継続のための親子間での使用貸借の再設定になります。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>＜議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について＞</b></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区	<p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。議案書は</p>

駐在室	<p>2 頁をご覧ください。番号 3703 番の 1 件です。</p> <p>申請地は柿崎区上下浜地内の地目、畑で一般個人住宅を建築するものです。3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付したのでご覧ください。</p> <p>譲受人は、現在、柿崎区内のアパートに夫婦で居住していますが、新たに家族が増えることなどにより手狭になることから、住宅を新築することになったものです。</p> <p>申請地は、柿崎都市計画区域内の第一種住居地域内に位置し都市計画法上の用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地に該当するため、許可は可能となります。</p> <p>土地利用計画は、一般個人住宅 1 棟で建築面積 126.56 m<sup>2</sup>で、建ぺい率は、38.4%となります。</p> <p>工期は、11 月 1 日から来年の 3 月 31 日までです。転用にあたり、生活排水は合併浄化槽により処理し、雨水は地下浸透であり、周辺農地などに影響を及ぼすおそれはなく、転用計画については妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>〈大潟区駐在室の議案〉</b></p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>〈報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について〉</b></p> <p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。番号 4606 番と 4607 番の 2 件です。</p> <p>番号 4606 番は下小船津浜地内の登記簿地目 畑、面積 277 m<sup>2</sup>を一般個人住宅とす</p>

議 長	<p>るため売買するものです。</p> <p>次に、番号 4607 番は土底浜地内に位置する登記簿地目 畑、面積 291 m<sup>2</sup>を一般個人住宅とするため売買するものです。位置図は 2 頁と 3 項をご覧ください。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>《頸城区駐在室の議案》</b></p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>＜議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。番号 5304 番、5305 番の 2 件です。</p> <p>まず番号 5304 番からご説明いたします。</p> <p>申請農地は、頸城区下中島字屋敷添地内の「地目 畑」で、一般個人住宅を建築するものです。現在、転用者とそのご家族は、市内のアパートに居住されておりますが、子の成長とともに手狭となってきたため、今般一般個人住宅を建築するものです。申請農地は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小規模農地に該当することから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画は、一般個人住宅 1 棟・建築面積 81.62 m<sup>2</sup>で建蔽率は 16.36%、敷地内の空きスペースについては、子ども用に活用する旨計画してございます。また工期は、許可日から令和 3 年 2 月 28 日までであります。当該転用に際し、生活排水は公共下水道により処理し、雨水排水は市道道路側溝へ排出することから、周辺農地に影響を及ぼすおそれはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付いたしましたのでご覧ください。</p> <p>続きまして番号 5305 番をご説明いたします。</p> <p>申請農地は、頸城区石神字堤ノ下地内の「地目 田」3 筆で、神社参拝者用に 11 台分の駐車場を整備するものであり、令和元年 10 月 30 日付で上越農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更を申し出、令和 2 年 6 月 11 日付 上越市告示第 306 号において農振農用地区域から除外がなされたものです。当該神社の境内ならびに自宅敷地内の土地形状が傾斜していることから、最大 2 台分の駐車スペースを</p>

	<p>確保するに留まり、既に申請者とご家族が1台ずつ占有しております。また同様に土地形状から、敷地内における駐車スペースの拡張・拡充は非現実的であり、長年参拝者等は、道路交通の支障を懸念しながら前面市道に駐車を強いられてまいりました。今般、申請農地の贈与に伴い駐車場を整備するものです。また工期は、令和2年9月1日から令和2年11月30日までの3か月間となっております。当該転用に際し、雨水排水は道路側溝へ排出することから、周辺農地に影響を及ぼすおそれはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;報告第1号 農用地利用集積計画変更について&gt;</b></p> <p>報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第1号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は6頁をご覧ください。番号5421番、5422番の2件で、農地利利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介した案件であり、小作料の見直しによる額の変更でございます。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;&lt;吉川区駐在室の議案&gt;&gt;</b></p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願ひします。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。

1 の利用権設定は、10 年を超えるもの 1 件です。借り手、貸し手とも 1 名で、利用権を設定する土地は、田 11 筆、12,461 m<sup>2</sup>の再設定となります。

2 の利用権移転はなしで、3 の所有権移転は 2 件、買い手 2 名、売り手 2 名で所有権を移転する土地は地目が田、34 筆、21,891 m<sup>2</sup>、地目がその他、19 筆、14,019 m<sup>2</sup>です。

詳細については、2 頁 6406 番から 3 頁 6408 番までの 3 件を掲載しましたのでご覧ください。

それでは、所有権移転の 2 件について説明いたします。

3 頁 6407 番の譲渡人は農事組合法人ですが、法人の就労者不足と圃場条件などの都合から本年度離農して、農地を手放す決意をされたものです。

法人は農地所有適格法人のため、廃業に当たり所有農地の処分が必要になり、所有権移転するものです。その後、法人解散の予定とお聴きしております。

対象農地は、田 33 筆、20,902 m<sup>2</sup>、原野 13 筆 12,528 m<sup>2</sup>、公衆用道路 6 筆 1,491 m<sup>2</sup>の合計 52 筆 34,921 m<sup>2</sup>です。

当地区は、国土調査事業が実施されており、田の畦畔は一定幅を田とし、傾斜部分（いわゆる土羽）は原野として地目認定がされています。また、この圃場間を繋ぐ農道については個人所有の公衆用道路であり、国土調査により、それぞれ田なり畑の同一本番から派生した原野または公衆用道路であることを登記事項証明書及び公図で確認しており、田とそれを管理する一体活用の農地等として上程するものです。

集落は高齢の農業者 2 名で、集落内には引受け手もないことから、止む無く旧地権者の縁戚に当たる譲受人との間に話がまとまり、今回の申請となりました。

譲受人は隣りの柿崎区からの通勤耕作となりますが、地元農家組合との協力体制についての確認も取れております。

なお、売買価格は山間地の農地であることから、10 アール当たり 1 万 2 千円程度です。また、当該農地は本年度休耕となっております。

次に、6408 番は、地区基盤整備事業における換地がらみとなり、田 1 筆、989 m<sup>2</sup>の売買です。

譲渡人は、地区の中核農家であった親の農地を相続しましたが、兼業で労力不足であることから経営縮小するために、地区の耕作者へ売買するものです。

なお、当該地の売買価格は 10 アール当たりで 5 万円です。

以上、これら案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たして



議 長	<p>いると考えます。以上です</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議 長	<p><b>【7. 閉会】</b></p> <p>本日の令和2年度第5回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午前9時50分終了)</p>